

化学物質管理者講習のご案内

令和6年4月から施行される労働安全衛生規則等の一部改正で、化学物質を製造・取り扱う事業場において、化学物質管理者を選任し、化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理等を行わせることが義務づけられます。(安衛則第12条の5)

兵庫労働基準連合会及び各地区労働基準協会では、化学物質管理者を選任するための講習を実施しております。この機会に是非受講されますようご案内いたします。(詳細は各協会にお問合せください)

※ は、ネット予約システムからお申込みいただけます。

※ 令和5年10月2日時点の予定です。会場等の都合により日程等が変更になることがあります。

◆ 化学物質管理者専門的講習(2日間) 化学物質を製造する事業場向け

機関名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
兵庫労働基準連合会		満員27・28		15・16		
姫路労働基準協会			6・7			

◆ 化学物質管理者講習(6時間) 化学物質を取り扱う事業場向け

機関名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
神戸東労働基準協会		28		○	○	○
神戸西労働基準協会	23		15		5	
尼崎労働基準協会	26		22			
姫路労働基準協会	満員20		22	29		19
西宮労働基準協会	23	22	20	12	19	15
加古川労働基準協会		28		18		14
西脇労働基準協会			5			
但馬労働基準協会						6
相生労働基準協会			11			
淡路労働基準協会			○			

◆ 保護具着用管理責任者教育

機関名	10月	11月	12月	1月	2月	3月
神戸西労働基準協会	満員6	満員6	満員8		16	
西宮労働基準協会		満員30		30		
加古川労働基準協会		満員22	満員14	23		
西脇労働基準協会			19		1	
相生労働基準協会		満員27		19		